

広島県告示第四百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	社会福祉法人倫
	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	名 称	東広島市黒瀬町丸山一八番地三五
廃止年月日	所 在 地	名 称	東広島市黒瀬町丸山一八番地三五
		所 在 地	黒瀬ありんこ
			平成二十三年三月二二日